１２年度後期　第１回クラス討論資料　20121001

同学会運営会議

【目次】

【１】2012 年度代議員会の報告【報告】
【２】同学会としての意思形成プロセスについて【周知】
【３】中央執行委員会昼休み街宣！【周知】
【４】副学長情報公開連絡会のお知らせ【周知】
【５】京大のカリキュラム再編について【議論・文書】
【６】特例公債法案の不成立にともなう国立大学運営費交付金の支払い保留について【議論・文書】
【７】2012 年度（平成 25 年度）予算概算要求に関して【議論】
【８】自転車規制の強行について【議論】
【９】立て看板の規制に関して【議論・文書】
【１０】今後の日程

【０】前回までの議論

＊今回は一回目なのでありません

【１】2012 年度代議員会の報告【報告】

執行委員会より

夏休み前のクラス討論資料にも提出しましたが、同学会規約に則り、7 月 27 日（資料では 20 日になっていたのを、諸事情により一週間延期しました）に代議員会を開催しましたので、その報告をします。

（１）概況

・代議員数：２５名（内欠席３名）。
・議事の時間：３時間半

（２）議事進行

議事運営は以下の流れで行いました。各項目での討論について、要旨を掲載しておきます。討論の詳細は、議事録をご覧下さい。

なお、代議員会で採択された、「総括」「方針」「議事録」はＨＰ上で公開して

います。積極的に閲覧してください。共北吹き抜けの同学会掲示板でも配布しています。

①議長団選出

・本慶くん（文）が議長に立候補。承認。彼の指名により、副議長と書記が選出。

②代議員会の意義の確認

・同学会の最高議決機関としての意義を確認

③出席者の確認

・欠席者２名、遅刻者１名を承認。

④総括案の提起

・同学会暫定執行委員長より総括案の提起

⑤総括案の質疑応答

・出た質問としては以下の通り。

・選挙募集過程での周知不足はしっかり総括するべきではないか。
→総括案に盛り込む。

・誤字脱字の修正

⑥休憩

・休憩中に総括の修正案を暫定執行委員会で検討。文面の作成。

⑦修正総括案の提起

⑧執行部解任・新執行部選出

・暫定執行委員会を解任し、12 年度前期執行部体制を確立。中央執行委員長・冨山小太郎（農)、中央執行委員会副委員長・大森靖之（薬)、中央執行委員会書記長・平田郁生（理)、中央執行委員会委員・作部羊平（工）が就任。これに加えて、執行委員会委員６名を選出。

⑨方針案の提起

・中央執行委員長より提起。全学選挙を行っているので、方針自身は立候補宣言とほぼ同一の内容であることを確認。

⑩方針案の質疑応答

・出された質問としては以下の通り。

・執行委員会の任期はどのくらいか。
→規約に準じて、半年とする。

・代議員会はどのくらいの頻度で開催するのか
→規約に準じて３ヶ月に一度以上開くのが望ましいが、力量次第で検討していく。

・法人化と自治破壊の問題のつながりがわかりにくいのではないか。
→具体的関連性について、対応関係の展開が弱いことは認めるが、自治破壊と一体で進んだという事実自身は共通理解として確認できるので、そのままとする。
・誤字脱字の修正

⑪自由討論
・代議員の運営について厳格にするべきである。
→討論の中で整理し、基本的には規約に準ずる形を取るが、細則については今回の代議員会で定めた方法を踏襲し、来期以降も引き継ぐことを方針に盛り込む。
・役職の氏名公表について。
→当局が弾圧を仕掛けてくる恐れが否定できないので、全員の氏名公表は控える。中央執行委員会については全学に公表する。

⑫採決
・総括案：賛成２２反対０保留０で可決
・方針案：賛成２１反対０保留１で可決

（3）まとめ

代議員会の運営の概略としては以上ですが、何点か総括点を上げてまとめておきたいと思います。

①代議員会開催の重要性

同学会を正式なものとして発足させ運営させていく上で、代議員会の開催と運営は非常に重要な課題です。代議員会を開催することで、全学自治会としての同学会の正当性が担保されるからです。今回、この代議員会を 20 数年のぶりに開催できたことは、京大の全学自治会の復権にとって、大きな一歩を踏み出したといえます。

②参加者の獲得

しかし、参加者という点では課題が残ります。800 名の定員に対して、25 名ではまだまだ話になりません。過去の記録では、それ以下の代議員数で、代議員会を成立させていた時期もあるようですが、やはり今後の課題として、代議員数の圧倒的な向上が必須かと思います。

③組織整備の貫徹

そのためにも、同学会が全学生に信頼される組織へと飛躍しなくてはなりません。そのために取り組むべき課題として、運営方法の厳格化と公表が必須か

と思います。

今回のクラス討論資料でも、提起していますが、現在執行委員会は組織整備を全力で進めています。多くの学生が、運営会議に集まって、学生自治に積極的に関わっていただけるよう、これからも邁進していきますので、よろしくお願いします。

【２】同学会としての意思形成プロセスについて【周知】

執行員会より

代議員会をもちまして、同学会は全学自治会として本格的に行動を開始します。それに伴って、公式文書の発行プロセスや各種の会議がもつ役割の整理について、再度しておきます。

（１）公文書発行のプロセス

ここで言う公文書とは、自治会外対外的に提出する文書のことで、大学当局に提出する抗議文や質問書、他大学自治会への要請文も含みます。

①「京都大学全学自治会同学会」名での文書

クラス討論での周知と運営会議での承認の上、代議員会での採決を必要とします。例外として、全学学生大会での議決、全学投票などの直接投票での議決があります。文書には同学会印が押されますが、旧同学会役員が同学会印を私物化しているため、中央執行委員長の署名と印で代用します。

②「京都大学全学自治会同学会執行員会」名での文書

クラス討論で周知の上、運営会議での議決を必要とします。文書には同学会印が押されますが、旧同学会役員が同学会印を私物化しているため、中央執行委員内の代表者の署名と印で代用します。

③「京都大学全学自治会同学会中央執行委員会」名での文書

執行委員会での議決を必要とします。文書には同学会印が押されますが、旧同学会役員が同学会印を私物化しているため、中央執行委員長の署名と印で代用します。

④各役職（例「京都大学全学自治会同学会中央執行委員長」）名での文書

その役職が所属する機関の承認が必要となります。文書には、その個人の署名と印が記載されます。

（2）この間行ってきた各種の会議がもつ役割について

①代議員会

同学会の最高議決機関です。中央執行委員会が呼びかけて開催し、決議は挙手による採決（賛・否が過半数で議決。それ以外は保留）を基本とします。代議員は 800 名に達するまで、随時募集し運営会議での承認（全会一致の非承認決議以外は承認）をもって代議員とします。

②運営会議

クラス討論資料の製作など日常的な運営業務を決定します。中央執行委員会の呼びかけで開催し、決議は全会一致を原則とします。運営会議には同学会に意見のある全ての人に参加を認めます。

③執行委員会

中央執行委員会の呼びかけで開催します。議決は全会一致を原則としますが、挙手による採決も行います。代議員で承認された執行委員と執行委員会が必要と認めた人のみが参加します。

④中央執行委員会

中央執行委員長の呼びかけで開催し、議決は全会一致とします。代議員会で承認された中央執行委員と、中央執行委員会が必要と認めた人のみが参加します。

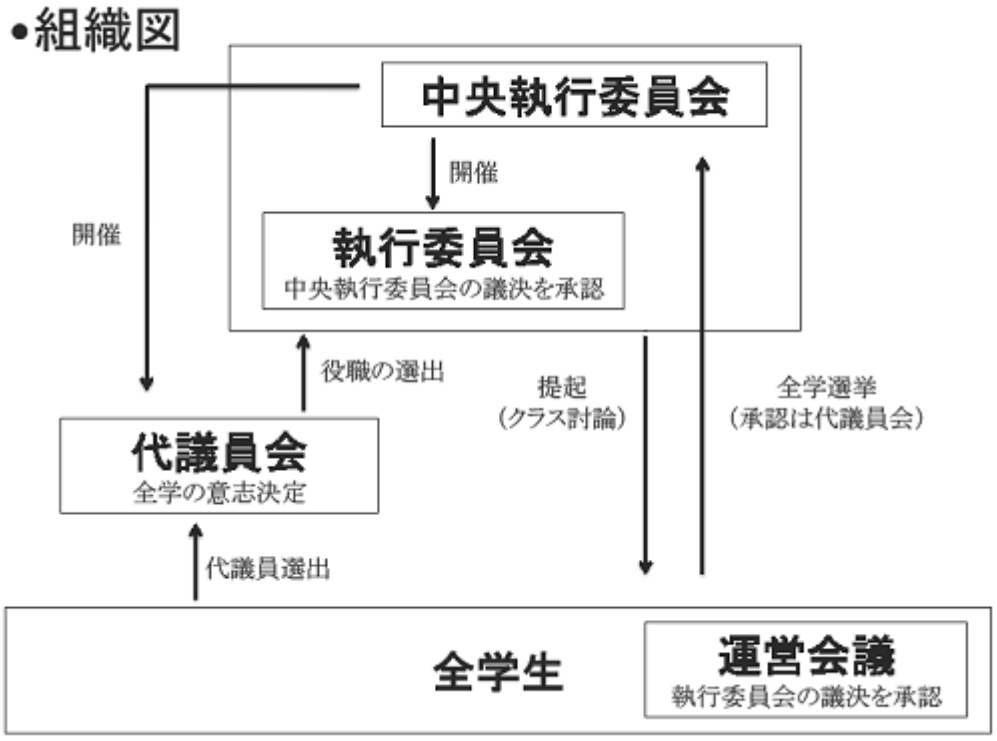

（３）終わりに

前期運営してきた実態と規約とを照らし合わせながら、出来るだけ簡潔に組織整備を行ったつもりです。質問等はお気軽にお聞きください。

【３】中央執行委員会昼休み街宣！【周知】

中央執行委員会より

７月の代議員会でもって、いよいよ同学会として本格的な運営が始まります！中央執行委員会としては、同学会を実態ある自治会に変革するために全力を尽くす所存です。

その実現には同学会員と中央執行委員会が密にコミュニケーションをとることが求められます。方針にも書きましたが、同学会の力とは会員一人一人の自主性にこそあると思うからです。執行委員会が提起する方針が２万を越える同学会員のものとなってこそ力を発揮するのです。

現在の同学会運営を見た時に、執行部と会員とのコミュニケーションという点

では、過去に比べれば大きく改善したものの、まだまだ十分とは言えません。中央執行員会としてはここをいかにして突破していくかが課題と思っております。

これを突破するために、とりあえず、何かいろいろやってみよう！　その思いから、手始めに、これから毎週金曜日の昼休みに、中央執行委員会としてクスノキ前で演説と討論会をすることにいたしました。

多くの学生に、この期を利用していただいて、京都大学の運営に対して思っていること、同学会への不満など、直接私たちにぶつけてください！

お待ちしています！

【４】副学長情報公開連絡会のお知らせ【周知】

執行委員会より

京都大学には情報公開連絡会という制度があります。これは、月に一度、大学の運営方針などについて、副学長が直々に学生に向けて説明をするという会議です。この会議は法人化過程での自治会の要請により、勝ち取ってきたものではありますが、近年参加者が激減しております。

せっかく、副学長と大学運営について直接話せるのですから、是非とも多くの学生に参加して欲しいと思います。

次回は 10 月 25 日の 12：00 から、学生センターの二階で行われます。京都大学の運営に積極的に関わり、学生自治をさらに発展させるために、多くの京大生の参加を呼びかけます。

【５】京大のカリキュラム再編について【議論・文書】

中央執行委員会より

９月２０日の情報公開連絡会と、同日ＨＰ上で発表された松本紘総長名での文書によると､2013 年度から京都大学のカリキュラムが大きく転換するようです。

一つは、人権科目である「偏見・差別・人権」の運営形体が大きく転換するというもの、もう一つは高等教育研究開発推進機構を再編するというものです。

これらについて、いくつかの重大な問題をはらんでいると思いますので、今回提起したいと思います。

（1）人権科目「偏見・差別・人権」の運営形体について

①経緯

9月11日の部局長会議において、人権科目「偏見・差別・人権」の授業運営形態が、１０学部の輪番制から高等教育研究開発推進機構へ一本化される旨報告があった。これを受けて、現在、対応部局が調整中であり、その中で、今期（12年度後期）の人権科目「偏見・差別・人権」の授業が不開講になるという事態になっている。

②問題点

＊「偏見・差別・人権」の授業が開催されるにいたった理由。

全学共通科目「偏見・差別・人権」は93年に起きた矢野事件（当時の東南アジア研究所長・矢野暢が複数の女性秘書に性暴力を犯した事件。すべての裁判で矢野が敗訴）を受け94年に開講されたものである。これはハラスメントの加害者になりうる教員が学生と討論する中で意識改革をしていくことをその目的としていた。(「各学部や研究所は、それぞれの専門領域における研究と教育が、同和問題等基本的人権に関わる社会現実の解明と改革に、どのような仕方で貢献しうるかを検討しつつ、その成果を授業と研究の中に実体化していく努力が望まれる。」「教官自身が積極的に研究・学習の機会をもつように努め、学生に対する授業も、同和問題や人権問題に関する概論の講義を教養課程に位置づけるべきではないかと考える。」という75年の同和問題委員会中間報告の意義を引き継ぐ形として)。そのため、多くの研究者に人権問題に主体的に取り組んでもらうために、10学部の輪番制として開催されてきた。

＊今回の運営の転換についての問題点。

この科目が教員の意識改革をその主眼としていた以上、人権科目の運営が高等教育研究開発推進機構に一本化されるのは、意義に反しているのではないかという点である。

情報公開連絡会では、今回の措置についての理由として、その意義が引き継がれていないため、教員の意識が低下し授業内容が希薄なってしまっている点などが指摘された。

確かにそれは由々しき問題であるし､ネット上の掲示板サイトなどを見れば、人権科目「偏見・差別・人権」の授業の意義が伝わっていない感想なども見受けられる。

しかし、この課題は研究者の人権意識の低下を示す事態であって、この課題に研究者が真剣に取り組むことこそ、人権科目「偏見・差別・人権」の本質的

な意義はなかろうか。

＊「偏見・差別・人権」授業の不開講についての問題点。

「偏見・差別・人権」が不開講になっていることは、さらに重大な問題である。これでは人権科目が無くなっただけである。

京都大学における差別事件は今尚頻発しており、人権意識の向上は焦燥の課題である。昨年も医学研究科の教員のアカハラが発覚しているし、今年度に入っては露骨な部落差別を煽る落書きが何件も発見されている。この状況を見るならば、人権教育は強化こそされるべきであり、人権科目の不開講などあってはならない。

③運営会議での討論

以上のような提起の上で、運営会議で討論になった意見があるので、確認していきたい。

その意見とは、「しかし、現在の人権科目の運営形態では学生への基礎的人権教育という点では、課題が残るのではないか。学生への教育という点では、専門家に講演を受けたい。」という趣旨である。

これについては、学生への人権教育を如何に行っていくのかという課題であって、現在の人権科目ではその点に不十分性があるのならば、それを切開し、積極的に転換しなくてはならない点であろう。新たな、学生への基礎教育的な人権科目を新設してもいいかもしれない。

しかし、その課題をもって、研究者の意識改革という意義を喪失させていいことにはならない。人権科目「偏見・差別・人権」が輪番制で運営されてきた意義は少しも揺るがない。

④同学会としての対応

＊申し入れ書の提出

以上のような問題点が認められる以上、同学会として人権科目の運営体系の変更と、今期不開講をそのまま見過ごすことはできない。

現在同学会として執行委員会名で以下の内容の申し入れ書を大学当局に提出することを検討している。申入書は次の運営会議での承認をもって提出することを考えている。

申入書

京都大学総長　松本紘　殿

京都大学同学会執行委員会

9月11日の部局長会議において、人権科目「偏見・差別・人権」の運営形態が、１０学部の輪番制から高等教育研究開発推進機構へ一本化される旨報告があった。これを受けて、現在、対応部局が調整中であり、その中で今期（12年度後期）の授業科目「偏見・差別・人権」が不開講になるという事態が起こっている。

これらの措置についての問題点を以下に展開する。

・運営形態の転換についての問題点。

この科目が教員の意識改革をその主眼としていた以上、人権科目の運営が高等教育研究開発推進機構に一本化されるのは、意義に反している。

情報公開連絡会では、今回の措置についての理由として、その意義が引き継がれていないため、教員の意識が低下し授業内容が希薄になってしまっている点などが指摘されている。

なるほど、それは由々しき問題ではあるが、それは研究者の人権意識の低下を示す事態であって、この課題に研究者が真剣に取り組むことこそ、人権科目「偏見・差別・人権」の本質的な意義はなかろうか。

・「偏見・差別・人権」授業の不開講についての問題点。

「偏見・差別・人権」が不開講になっていることは、さらに重大な問題である。京都大学において差別事件は今尚頻発しており、人権意識の向上は焦燥の課題である。昨年も医学研究科の教員のアカハラが発覚しているし、今年度に入っては露骨な部落差別を煽る落書きが何件も発見されている。この状況を見るならば、人権教育は強化こそされるべきであり、人権科目の不開講などあってはならない。

以上から、私たちは以下申し入れる。

一、研究者の人権意識の低下についてどのように考え、対策を検討しているのか表明せよ。それ抜きに、ただでさえ少ない研究者の意識改革の場を奪う、人権科目の運営形態の変更は、およそ認められるものではなく、直ちに撤回することを申し入れる。

一、12年後期における人権科目の不開講について反省し、代替となりうるあらゆる措置（集中講義や補講など）を検討、実行するよう申し入れる。

10月　日

＊教授陣へのはたらきかけ

また、これらのことは、京都大学の教授達にも主体的に考えてもらわなければならない事態なはずです。執行委員会としては、これまで人権問題に取り組んでいた様々な教授からもお話をうかがいに行きたいと考えます。

（２）高等教育研究開発推進機構の再編

①経緯

9 月 20 日にＨＰ上で公開された、総長松本紘名の「教員の皆様へ」と題された文書には、来年度より、高等教育研究開発推進機構を再編し国際高等教育院を立ち上げるとある。この再編にはこれまでの五つの科目群（Ａ～Ｅ群）を廃止し、新に「人文・社会科学系科目群」「自然・応用科学系科目群」「外国語科目群」「現代社会適応科目群」「拡大科目群」の 5 つに分けるとあるほか、総長自身が「この再編は、法人化以降、本学が始めて取り組む全学的な組織再編」と言うほどの大きなカリキュラム再編を主眼においている。

②今後の対応

一言で言って、どのような課題を設定して再編に踏み切ったのか、一切不明である。資料を読んでも「変革の必要がある」とだけひたすら書かれていて、その理由はほとんどない。情報公開連絡会でも取り扱われていない。従って、まずは情報を収集するところから始めなくてはならない。

こういった根拠のない組織再編を見るときには注意しなくてはならない。

【６】特例公債法案の不成立にともなう国立大学運営費交付金の支払い保留について【議論・文書】

中央執行委員会より

9 月 7 日政府は、今国会での特例公債法案の不成立を受けて、異例の予算執行抑制策を閣議決定しました。抑制策には国立大学運営費交付金を 3 カ月ごとに予算額の 50%以上の支払いを保留するという内容を含んでいます。抑制策が実施されれば、京都大学だけでも数十億円規模の支払額減となり、大学の運営に大きな支障をきたすことが予想されます。

（１）問題点

①政党間の政治ゲームで、高等教育の運営が阻害されている

この異例の事態の背景には、国会内における政治的駆け引きがあります。特例公債法案の不成立は、8 月 29 日の参議院本会議で野田首相に対する問責決議案が可決され、今国会が空転したことに端を発するものです。党派間の主導権争いによって、予算を執行することもできず、国家の未来をつくるはずの大学運営さえままならなくなっています。国を良くしていくための議論をする場であるはずの国会が、単なる政治ゲームの場にされてしまっている。その割りを食っているのが地方自治体や教育の現場なのです。これでは政治のあり方として本末転倒と言わざるを得ません。いったい誰のための政治なのでしょうか。

私たちはこのような政治のあり方に対して、大学の現場を担う主体として声を上げていかねばならないと考えます。

②社会構造の問題

この問題を、単に政治家たちがくだらない、ということで片づけてしまってはならないと考えます。そもそも、毎年の国家予算の半分を赤字国債という形で賄わなければ国がまわらないという現実があります。これらの根本的な問題を解決することなしには、例え今回臨時国会で特例公債法案が成立しても本当の解決にはなりません。教育や社会保障といった社会にとって非常に重要なものが、借金という形でしか保障できない、或いは保障せずに削っていくという現実をどうしてくのか。真理を追究し未来をつくっていく学問的立場から、学生一人一人が問題に向き合い、議論していくことが重要であると考えます。

（２）方針

これまで運営費交付金の削減や様々な政策に関して、国立大学の連合体である国立大学協会が国立大学としての立場を声明として発表してきました。今回の予算執行の抑制政策に関しても、国立大学協会からの声明として抗議する旨を発表するべきであると考えます。しかし、副学長連絡会での情報によれば現在京大当局は一切声明を出す予定はないということです。予算の執行さえままならないという前代未聞の政治の腐敗に対して、社会の知を担う大学が声を上げないということは、社会的責務を放棄しており、断じて認められるものではありません。

京都大学の構成員として、京都大学当局を動かし、京都大学から国立大学協会に働きかけていくべきです。そのために以下のような申入書を同学会執行委員会

名で出したいと思います。

申入書

京都大学総長　松本紘　殿

京都大学同学会執行委員会

9 月 7 日政府は、今国会での特例公債法案の不成立を受けて、異例の予算執行の抑制策を閣議決定した。抑制策には今後の国立大学運営費交付金を 3 カ月ごとに予算額の 50%以上の支払いを保留するという内容が含まれ、大学の運営に大きな支障をきたすことが予想される。この異例の事態は、8 月 29 日の参議院本会議で野田首相に対する問責決議案が可決されたことによって国会が空転したことに端を発する。党間の主導権争いによって、予算を執行することもできず、国家の未来をつくるはずの大学運営さえままならなくなっている事態は非常に遺憾である。国を良くしていくための議論をする場であるはずの国会が、政治ゲームの場にされ、地方自治体や教育の現場がその割りを食っている。権力争いに固執し人民を顧みないこの政治のあり方は決して許されるべきではない。私たちは大学を担う主体としてこの事態に対し抗議の意思を示すべきであると考える。また、京都大学としてもただちに抗議すべきである。学問的な立場から人類の未来を創造する大学が、不当な政治に直接の被害を受けながら沈黙を決め込むことは、大学の社会的責務を放棄したも同然である。以上のような論点から以下の 3 点を申し入れる。

1）予算執行の抑制策について京都大学としての立場を表明すること。またその立場とは、抑制策の決定に抗議するものであって然るべきだと私たちは考える。
2）予算執行の抑制策に対して抗議声明を出すよう国立大学協会に働きかけること。
3）運営交付金の支払いが保留された場合、どのような計画で大学を運営していくのか明らかにすること。

１０月　　日

同学会執行委員会

【７】2012 年度（平成 25 年度）予算概算要求に

関して【議論】

中央執行員会より

来年度予算の概算要求が今年度予算に比べて 82 億円（うち人件費が二十八億円）の削減をすることが、9 月 20 日の副学長連絡会で明らかになりました。04 年から 12 年の間で運営費交付金は約 76 億円削減されていますが、来年度にかけてはそれを上回る大幅な削減がなされるというのです。12 年 8 月 24 日の国立大学協会声明にもあるように、国立大学としては、運営費交付金を確保しろという立場は堅持していました。しかし、来年度予算の概算要求に関して京大当局は自ら要求額を大幅に引き下げるというのです。ただでさえ毎年の運営費交付金の削減で財源が枯渇してきたのに、さらに一気に大幅削減をするということです。部署の大幅な切り捨てや、職員の首切り・非正規化などが強行される可能性があります。さらに情報を集め、学生としてどのような立場を取っていくのか議論を詰めていかなければならないでしょう。

また、人件費の削減に関しては国家公務員の退職金削減の動きもあります。8 月 7 日、政府は国家公務員の退職金を平均で 402 万円削減する閣議決定を行いました。京大の職員は準公務員という扱いであり、総務省は準公務員についても、同程度の退職金削減を要請しています。この問題に関しても今後議論を重ね、労組と協力するなどして取り組んでいくべきだと考えます。

今後の議論の中で具体的な方針を提起していきたいと思いますので、今後の方針等について意見があればお願いします。

【８】自転車規制の強行について【議論】

中央執行委員会より

（０）はじめに

現在大学の側が、学生との議論の場を持たずに付属図書館前の自転車置き場の改築を行っています。この工事は自転車規制の一環である事が大学側から明らかにされていますが、自転車規制は非常に多くの学生に関わる問題であり、学生との議論があってはじめて成立するものです。そのことはこれまでの学生との議論の中で幾度となく確認してきました。何の根拠もなくその関係を踏み破ることはあってはならないと思います。すでに工事は始まっており今後の動向も気になります。

早急に全学説明会を開かせる抗議文を出すべきだと考えます。以下現在に至るまでの大学当局と学生との議論の経緯をまとめましたので討論の参考にしてください。

（1）これまでの経緯

事の発端は昨年の 5 月に交通安全の確保をかかげて、10 年ぶりに本部・総合人間学部校内交通問題部局長会議が開かれたことに始まります。この会議で機構を中心に議論が重ねられ、交通規制構想が打ち出されました。昨年 9 月 13 日の部局長会議で提案をしています。

京都大学は交通規制構想「本部構内の交通安全の確保（案）」を進めていることが分かった。構想が実施されれば、京大構成員の自転車等へ入構許可証発行や、自動車の駐車有料化、カーゲート設置など、構内の交通環境が様変わりすることになる。

同構想では「歩行者が安心して歩けるキャンパスをつくる」ことを主眼とし、その措置一環として自転車等といった二輪の駐輪環境改善と、自動車駐車の抑制を掲げている。(2011年9月16日京大新聞)

この施策について詳細に分析しました。大きく分けて4つの動きがあります。以下に記します。

① 自転車について

現在本部構内の駐輪数約６７００台のうち正規駐輪場以外での路上駐輪が３０００台近くを占めており、附属図書館前などは駐輪エリアから自転車が通路まで溢れる過密状態でとなっています。これを解消するため、まず路上駐輪されているエリアの一部を正式の駐輪場に変え、自動車駐車場の一部を駐輪場に転換等することで、約２５００台分のキャパシティを増設。過密状態の解消を目指すというものです。さらに屋根付き駐輪場やサイクルラック導入など駐輪場の環境改善もはかる考えだと述べられました。

②時計台裏―法経本館の空間について

駐輪が過密であり、時計台周辺の美観向上の必要性もあるということで時計台裏―法経本館の空間を「歩行者が安心して歩けるスペースを確保」するために駐輪禁止エリアにすることを検討しているという。

③入稿許可シールについて

学外者の駐輪が多い可能性があるとして、同時に大学構成員全員に入構許可証シールを無償で配布する。学内者と学外者の識別を出来るようにし、シールがついていない車両は撤去する。シールにはバーコードを付けるなど個人を特定でき

る仕組みにすることも検討されています。
④自動車について
駐車のキャパシティを減らすのに加え、駐車有料化やカーゲート設置による一時入構の規制強化、駐車量の抑制をはかるといいます。これらが実現すれば、一部駐車車両が西部構内に流入する可能性があるため、利用関係団体で西部構内の自動車入口施錠強化も検討されているとうことです。
機構では「学生側の意見も十分に聞きたい」と述べています。

昨年この構想について大きく分けて3つの説明会が開かれています。
（い）昨年9月22日の情報公開連絡会
この場では学生から「段階を追って実施するべきでは」、「規制したところでマナーは改善しないのでは」といった多くの意見が出されました。大学側は問題を検討することを約束しました。

（ろ）11月の教職員にむけた説明会
先日明らかになった吉田キャンパス本部構内の交通規制構想、「本部構内の交通安全の確保（案）」について、環境安全保健機構は１１月２日、教職員に向けた説明会を開催した。この場で配布された資料から、９月２２日の学生向け説明会で出席者から出された反対意見やその場の議論は、ほとんど構想の進捗に反映されていないことが分かった。（2011年11月16日京大新聞）

以下11月の教職員説明会においての論点を詳細に述べます。
＊９月時点からの大きな変更点について
時計台裏―法経本館の空間を駐輪禁止エリアにすることを撤回した点や、自転車入構登録証発行開始を今年１１月から今年度内に先送りしたという点が挙げられます。その反面、入構登録証発行そのものの見直しはされておらず、北西門入口への車止めや正門へのカーゲート設置なども依然として計画に組み込まれています。さらに、自転車入構登録証の発行を受ける際には申請書を大学に提出させるという案もあり、その中の誓約には「翌年の許可証の交付を受けず、一定日数が過ぎて撤去された場合は自転車の所有権を放棄する」などの細かい項目もありました。
＊学生の意見とそれへの対応について
今回の教職員向け説明会では、学生から意見が出されたことは示されず、「入構登録証が必要なのか」など回答が用意されたものについても、「安全の確保の

ために理解願う」の一点張りでした。

（は）昨年12月1日の「構内交通安全対策の説明会」

説明会にはクラシスなどでも呼びかけられていたこともあり、１００人を超える学生が議論に参加しました。

この現場で今後は学生・教職員など当事者と話し合って計画を立てていくことが確約されました。

吉田キャンパス本部構内の交通規制に関する学生向けの説明会が１２月１日に開催され、主催の環境安全保健機構は本部構内の駐輪場の新設・再配置などについて理解を求めた。しかし、機構側のこれまでの取り組みや対応で学生から批判を受け、大嶌幸一郎・同機構長は計画案に関して、今ある案を無かったものとし、資料作成から作り直し、学生・教職員など当事者と話し合って計画を立てていくことを口頭で約束した。(2011年12月16日京大新聞)

当日の議論内容について述べていきたいと思います。

＊機構側の立場

「まずはどうしても（数が不足している）駐輪場を増やしたい」ということで、自転車などの入構登録制については「議論見送り」となった。学生からの質疑応答は、本部構内の駐輪場再配置・整備計画案についてのみ受け付けることになりました。

＊学生の立場

しかし「トップの人だけが安全を語って、一方的に交通規制できるか理解できない」「説明会開催などの周知が足りない」「この資料からだと、駐輪場の整備によって安全になるか全く読み取れない」「前回の情報公開連絡会であった学生からの意見が反映されていない」といった怒りの声があがりました。

機構側は、計画案に修正を加えていくことを提案しましたが、あくまでも反対する学生らは計画案そのものをなかったものとする「白紙撤回」を要求しました。

その後１時間半の討論の末、大嶌機構長は構想を白紙撤回しました。

続いて、話し合いの場を今後も設け、多くの当事者と話し合いながら調査や計画を行うことを了解したのですが、次回以降の話し合いの日程も含め、具体的内容は決まりませんでした。

これらの経緯を全て反故にして今付属図書館前の自転車置き場の工事が始まっています。

大学側は今年の春に自転車規制に際して思うところを書くようにクラシスで促し、アンケートを行っています。けれどアンケートとはあくまで情報収集の手段であり、その情報により勝手に学生の意思決定がなされるものではありません。学生との面と向かった討論の場を持つことが大学の意思決定の際には絶対に必要だし、今までの議論もすべて意識ある全学生との交渉形式で行われてきました。

これらの経緯を全て反故にして今付属図書館前の自転車置き場の工事が始まっています。

（2）問題点を整理して議論しよう

以上の経緯からもわかるように、大学側にはこの件に関して全学的説明を果たす責任があります。以下 2 点の点について学生の間で議論して、抗議文を提出しましょう。

①確約違反について

学生との議論を大学側が一方的に打ち切ったことに対して追及しなければなりません。どうしてこのような確約違反をしたのかを追及する抗議文を出しましょう。

②構想について

あらためて大学側が描いている構想に関していくつかの問題があると思われます。

一つに「交通安全の確保」が述べられていますが、新しい駐車スペースの確保、シールによる自転車の入稿規制管理と交通安全が保たれることの関連性が不明瞭です。

二つに「駐車スペースの数が少ないからつくる」ということが述べられていますが、その一方でとめていい場所を限定し、結果的に今まで駐車可能だった場所を駐車禁止にする政策になっています。禁止にするならばその根拠を明確にする必要があります。本質的には停めたらいけない場所を特定し、学生に周知することが交通安全に責任をとるベストなやり方だと思われます。

（3）方針

付属図書館付近での自転車の交通量は授業の移動時間にとりわけ多く、接触事

故が引き起こされる危険性があることは学生からも何度も相談を受けています。全学的に取り組むべき課題です。

1 回生の人は特に今回始めて聞いた内容も多いと思うのですが、是非積極的に議論に参加して欲しいと思います。

議論を受けて抗議文の内容をつめていくので、ぜひ意見を出してください。

【９】立て看板の規制に関して【議論・文書】

中央執行委員会より

今年8月初頭に大学当局によって正門前の立て看が全て強制撤去されるという事態が発生しました。これは今まで学生が自由にかつ自治的にキャンパス内に立て看を立てて来た伝統に関する重大な踏み込みです。今後同学会としてどのようにこの問題に取り組むかを討論していきたいと思います。

（1）経過

まず 7 月 18 日に大学当局より以下の通告書が貼り出された。

通告書

本学の正門は登録有形文化財であり、正門周辺の構築物や許可の無い立看板等の設置を認めていません。

ついては、平成 24 年 7 月 31 日までに自主的に撤去して下さい。撤去されない場合は、京都大学が撤去します。

平成 24 年 7 月 18 日

京都大学

そして 7 月 31 日を過ぎた 8 月初頭に正門前の立て看板（ユニオンエクスタシー、全学連、ピースナビ、哲学研究会など）が大学当局によって全て撤去された。しかしその後大学当局は正門前に自らの宣伝のための立て看板を出している。

（2）分析

重要なことは、学生と全く話し合うことなく正門前における活動の制限を決定

し、学生の所有物である立て看板を強制撤去したことである。これは大学当局が一方的に決定を下し、京大生が表現の自由として数十年に渡って守ってきた「自由に立て看板を立てる」権利を奪うという学生に対する明確な自治破壊だ。更にその後大学当局が立て看板を出しているのを見ても「大学当局が全ての決定権を持っており、学生の自由な活動は認めない」という当局の意図は明白だ。

また、この事件は他にも以下のような問題点をはらんでいる。

- 「本学の正門は登録有形文化財であり、正門周辺の構築物や許可の無い立看板等の設置を認めていません」とあるが、いつ誰がそんな決定をしたのか、どこに許可をとればいいのかなどが全く書かれておらず、無責任である。
- 登録有形文化財だから構築物や立て看板は許可制である、というのは根拠が不明である。

そもそも当局は 11 年 3 月にも同じく正門前立て看板（くびくびカフェ）の強制撤去を行っており、学生の追及によって直後に説明会を開いている。その際、赤松副学長は撤去の理由を正門前の美観問題とした上で、学生側からの「美観については人それぞれ感じ方が違い簡単に判断できない」「事前に話し合いせず強制撤去するのは問題だ」という反論を一定認め、撤去したくびくびカフェの立て看板を元に戻した上で議論を継続するとしている（※新聞資料参照）。今回の強制撤去はそのような経緯をまったく踏まえず、学生との討論を踏み破り、一方的に学生の権利を踏みにじる自治破壊行為だ。絶対に許してはならない。

（3）方針

大学当局が全てを一方的に決定していく現状から、キャンパスにおける決定権を学生に取り戻さなければならない。そのためにも、まずは今回の件に対して抗議し、当局に説明会を求める要求書を提出しよう。

以下文面案

申入書

京都大学総長　松本紘　殿

京都大学同学会執行委員会

7 月 18 日に正門周辺の立て看板に対し京都大学より「通告書」が貼り出され、8 月初頭には全ての立て看板が強制撤去された。我々はこのことに強く抗議するとともに、撤去した立て看板の返還と、以下の質問に対する説明と話し合いの場を求める。

・ 「本学の正門は登録有形文化財であり、正門周辺の構築物や許可の無い立看板等の設置を認めていません」とあるが、いつ誰がそのような決定をしたのか。
・ 正門周辺の構築物や立て看板を許可制とする明確な根拠は何か。

その理由を以下に述べる。
一）学生がキャンパスに立て看板を立てる権利は、表現の自由として過去数十年に渡って維持されてきた。今回の正門周辺の立て看板の強制撤去は、学生の大学における自由な表現を阻害するものである。
二）今回出された「通告書」とそれに付する強制撤去は学生との話し合いを全く経ず大学当局が一方的に行ったものである。これは大学における学生自治を否定し不当に介入する行為である。
三）正門周辺の立て看板に関しては 2011 年 3 月に開かれた説明会において、継続議論とすることが確認されている。今回の強制撤去は当時の合意事項を一方的に踏み破る許しがたい行為である。
四）立て看板は学生の個人的所有物であり、当該との話し合いを経ずに撤去する行為は全くもって不当である。

以上のような論点から、同学会執行委員会は今回出された「通告書」と正門周辺の立て看板の強制撤去に強く抗議するとともに、撤去した立て看板の返還し今回の件に関する説明と話し合いの場を速やかに設けるよう強く求める。

10 月　日
同学会執行委員会

（4）自主管理について
学生が自由に活動するにあたっては、それを自分たちで管理できることを示さなければならない。自主管理貫徹。立て看板について言えば、具体的には設置するときに針金・紐やコンクリートブロックでしっかり固定すること、苦情等があれば直接話し合って解決することなどが挙げられるだろう。各サークル等で指導されているとは思うが、自主管理を徹底し当局に介入の余地を与えないようにしていこう。

※新聞資料（2011.03.16 京都大学新聞）

当局、学内問題に警察導入 学生らの指摘に職員認める（2011.03.16）

京大当局は4日、組合員の雇い止め撤回といわゆる5年条項の撤廃を要求している時間雇用職員労働組合ユニオンエクスタシー（以下、ユニエク）が同日正門前に移設した「くびくびカフェ」を、「美観」を理由に、事前の告知なく一時強制撤去した。同時に正門周辺に設置された学生団体らの立て看板も撤去され、またこれにあたり大学当局が事前に川端署警備課へ連絡していたことも、当局側職員の発言によって明らかになった。

ユニエクは3月2日、時計台前広場再整備工事によって同広場西側に設置していたくびくびカフェを正門前に移転させていた。その2日後の4日午後、施設部などの大学職員十数名がカフェの強制撤去を開始。事前連絡も一切なく、付近ではユニエク組合員や学生らおよそ三十名が集まり、当局側の行動に抗議していた。

さらにその際、学生が現場付近の東一条通に警察車両が待機しているのを発見。大学職員に「大学が警察を呼んだのか」と問うたところ、職員はあらかじめ大学から騒ぎの予防的措置として川端署警備課に連絡していたことを認めた。

その後、警察官が学生らの警察手帳提示の要求を無視して、現場に居合わせた学生の写真を撮影。現場は警察および出動を要請した大学当局への抗議で一時騒然となった。

数時間後に赤松明彦学生担当理事が現場に現れ、学生や組合員らと緊急の話し合いを行った。赤松副学長は今回の警察への連絡は自分の指示ではないとしつつ、今後少なくとも自身の指示では学内問題に安易な警察の導入は行わないこと、理事会で今回の問題を話し、安易な警察導入には反対の立場を取ることなどを口頭で確約した。

また赤松副学長は、立て看板やくびくびカフェの撤去理由について「美観の問題がある」と話したが、「何を以て美観が保たれているかは人によって感じ方に差があり、簡単に判断することはできない」、「事前の話し合いなしに撤去したやり方も問題だ」など学生らの反論を受け、最終的に一度撤去した立て看板を元に戻した上でこの問題について後日に再度話し合いを設けることを提案。学生、組合員らもこの提案を了承し、騒動はようやく終息した。同日中にくびくびカフェは再建され、現在も正門前で営業を継続している。

この問題について、ユニエク側は「大学自治を踏みにじる暴挙であり、断じて許すことはできない」とする抗議文を当局宛に提出したほか、8日付けで大学当局に①学内問題には警察をはじめとする外部権力を使わず、当事者間で解決を図ること②事前の話し合い無しに立て看板を撤去しないこと、の二点を大学当局に要求をした旨を告知する全学自治会同学会名義の立て看板が正門前に設置されている。

ユニエクは09年2月より時間雇用職員の雇用年限撤廃を掲げ、時計台前広場周辺で座り込みを続けており、同年4月からは設置した小屋にて「くびくびカフェ」を営業している。

【１０】今後の日程

１０月１５日　　運営会議
　　２５日　　情報公開連絡会